

## 年次報告にあたって

一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができ、また、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会は、私たちが目指すべき社会です。

三重県では、平成 12 年 10 月に「三重県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 14 年 3 月に、具体的な施策の方向性を明らかにする「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、同時に、同基本計画を着実に推進するための「第一次実施計画」を策定しました。

平成 17 年 3 月末に第一次実施計画期間が終了し、「第一次実施計画」の目標値については、40 項目のうち 20 項目が達成されました。その成果と検証を踏まえ、本年 4 月からは、「第二次実施計画（計画期間：平成 17 年度～18 年度）」をスタートさせたところです。

この「第二次実施計画」においては、県の総合計画「県民しあわせプラン」においても重点的に取り組んでいる、男女共同参画の視点で進める地域づくり事業や、市町村との連携強化と事業者の皆さんへの働きかけを行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進してまいります。

なお、この年次報告は、基本計画に基づく平成 16 年度における男女共同参画施策の実施状況について、県議会に報告するとともに、広く県民の皆さんにお知らせするために作成しました。

本報告によって、県民の皆さん、各種団体や事業者の皆さん、市町村等が、三重県における男女共同参画の現状や県の施策に関する理解と関心を深めていただき、県とともに男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進されることを期待しています。

平成 17 年 9 月

三重県知事 野呂昭彦